申請から認可までの流れ

自治会・町内会等

⑴自治会・町内会内で話し合い、認可申請の方針確認

⑵必要書類作成の事前準備
〇規約の作成・改正の準備
〇構成員名簿の作成
〇区域図の作成（住宅地図上等で範囲を囲む）
〇構成員の名簿 など

⑶総会開催案内を構成員に送付

⑷認可地縁団体設立総会を開催（**議事録を作成**）※必要な議決
〇認可申請（法人化）すること
〇規約決定（改正）
〇構成員確定
〇区域の確立
〇代表者の決定

⑸必要書類をそろえて市民活動支援室へ申請
※必要書類
〇規約
〇設立総会議事録
〇構成員名簿
〇区域図
〇事業報告書、決算報告書（過去2年間）
〇事業計画書、予算書（当年度）
〇代表者の承諾書

⑻認可地縁団体となり、法人格を得る
※<u>不動産を団体名で登記する場合</u>は印鑑登録を行い、印鑑登録証明書と地縁団体台帳の写しを取得（すべて市民活動支援室）して法務局へ
※市長が告示することで、法人格を取得できますので、法務局への<u>**法人**登記は必要ありません</u>。

阿南市

⑴、⑵の際
市民活動支援室へ事前に相談してください。

不明点があるたびに市民活動支援室に相談してください。

申請

⑹書類審査

⑺市長による認可、告示
地縁団体台帳の作成